



肥料取締法施行令の一部改正について

農林水産省は、主題について意見募集を行い、法律名の変更、届出による肥料生産を認める等の所要の規定の整備等を行いました。

【施行予定日：令和 2 年 12 月 1 日】

＝改正概要＝

- 1) 法律の題名変更
 - ・肥料取締法
→肥料の品質の確保等に関する法律
 - ・肥料取締法施行規則
→肥料の品質の確保等に関する法律施行規則



- 2) 肥料配合に関する規制の見直し

- ・指定混合肥料の加工方法

指定混合肥料
(普通肥料のみの単純配合)

↓ 見直し後<拡大>

- ・普通肥料＋普通肥料
(指定配合肥料＋指定化成肥料)
- ・普通肥料＋特殊肥料
(特殊肥料等入り指定混合肥料)
- ・普通肥料または特殊肥料
＋土壌改良資材入り指定混合肥料

今後のスケジュールは、「原料管理制度導入」「表示基準の設定」「公定規格の見直し」「表示の見直し」が、令和 3 年 12 月頃を目安に施行予定となっております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令(災害廃棄物の特例等)

非常災害により生じた廃棄物と、PCB を含有する安定器を適正に処理するため、関係法令が改正されました。【令和 2 年 7 月 16 日公布・施行】

＝改正概要＝

- 1) 産業廃棄物処理施設において、設置許可に係る産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物の処理を可能とする特例の創設
- 2) 産業廃棄物処理施設において、一般廃棄物処理施設の設置に係る特例(許可不要・届出のみ)の対象に、PCB 廃棄物及びその処理施設を追加

PCBの処理期限について

PCB とはポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、水に溶けにくく、沸点が高いなどの性質を有する主に油状の物質です。また、脂肪に溶けやすいという性質から、慢性的に体内に蓄積しやすく、目やに、爪や口腔粘膜の色素沈着、ざ瘡様皮疹(塩素ニキビ)、爪の変形、まぶたや関節の腫れなどの中毒症状が報告されています。

PCB 廃棄物は濃度により、以下のように高濃度 PCB 廃棄物と低濃度 PCB 廃棄物に分類されます。

PCB 廃棄物の基準

単位(mg/kg)

種類	低濃度	高濃度
不燃性の PCB 汚染物等 変圧器・コンデンサー等	0.5 を超え 5,000 以下	5,000 超
可燃性の汚染物等 橋梁等の塗膜・感圧複写紙・木屑・汚泥等	0.5 を超え 100,000 以下	100,000 超

高濃度 PCB 廃棄物は、地域ごとに定められた処分期間内に必ず処分しなければなりません。使用中の変圧器・コンデンサー及び安定器についても、処分の対象となります。期間を過ぎると処分ができなくなります。処理は、JESCO(中間貯蔵・環境安全事業(株))が行っており、処分地は全国で 5 カ所しかありません。群馬県は北海道(室蘭)事業エリアに属しており、期間は以下とおります。

高濃度 PCB 廃棄物処分期間(北海道事業エリア)

種類	期間
変圧器・コンデンサー等	令和 4 年 3 月 31 日まで
安定器及び汚染物等	令和 5 年 3 月 31 日まで

なお、低濃度 PCB 廃棄物についての処分期間は令和 9 年 3 月 31 日までで、環境大臣が認定する無害化処理認定施設または都道府県知事等許可施設において処理をすることができます。

PCB に関しては上記の様に処理期間が決まっております。また、処理が完了するまでに時間がかかる場合がありますので、早めの検査をお勧めします。分析はぜひ当社までお問い合わせください。

MLAPについて

MLAPの概要

ダイオキシン類などによる環境汚染は、私たちの住む環境において深刻な問題です。しかし、ごくわずかなダイオキシン類などの濃度を正確に測るには、一兆分の一 (ng/m³, pg/L, pg/g 等) の高い精度の測定能力が求められます。こうした物質をより正確に測るために、平成13年6月に計量法が改正され、特定計量証明事業者認定制度 (略称 MLAP : Specified Measurement Laboratory Accreditation Program) が導入されました。

極微量物質の濃度を正確に計量する為には、以下の3項目が必要とされています。

1. 高性能の質量分析装置などの特別な測定機器を使用すること。
2. ダイオキシン類の計量について知識や経験を有する環境計量士が計量管理を行うこと。
3. 複雑な計量過程全体について適切な計量管理を行うこと。

また、工程管理の仕組みをチェックするためには専門的能力を持った第三者が確認することが必要とされ、認定制度が設けられました。

MLAPとは

特定計量証明事業者認定制度 (MLAP) の導入により、ダイオキシン類などの証明事業を行うおうとする者は、独立行政法人製品評価技術基盤機構に認定の申請をして、特定計量証明事業者の認定を受けることが義務付けされました。【平成14年4月1日施行】

MLAPに係る標章について

認定特定計量証明事業者が、認定を受けた事業の区分に係る計量証明を行ったときに、計量証明書に付すことができる標章は右のとおりです。



この様にダイオキシン類の分析は、超微量濃度分析のため、**試料採取から前処理、分析解析まで、高い精度の測定能力が求められます。**当社は、「特定計量証明事業者認定制度」における登録事業所として認定されています。

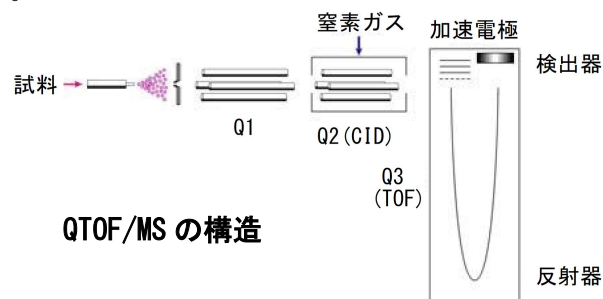
LC-QTOF/MSを導入しました

昨年8月のLC-MS/MS (SCIEX社製 QTRAP6500⁺ システム) の導入に続き、今回、LC-QTOF/MS (SCIEX社製XR500R QTOFシステム) を導入しましたので紹介させていただきます。

今回導入したLC-QTOF/MSは液体クロマトグラフとQTOF/MSを組み合わせた装置であり、分解能と感度が高く、精密質量数測定ができるため、未知物質の同定 (組成推定) に適した装置です。

QTOF/MSとは、四重極型質量分析装置 (Quadrupole mass spectrometer) を前段に、高分解能である飛行時間型質量分析装置 (Time of flight mass spectrometer) を後段に組み合わせたハイブリッド型装置の略称です。TOF/MSは、イオン化された試料を一定の電圧をかけて加速し、一定距離を飛行させると、質量数の小さいものは早く、質量数の大きいものは遅く検出器に到達することを利用して、到達時間を測定することで質量数を求める装置です。

今までLC-MS/MSでは対応できなかったマトリクスが多いサンプルでも高精度な定性及び定量分析が行えますので、ぜひお試しください。



QTOF/MS の構造



SCIEX X500R QTOF システム

本 社 〒370-3511 群馬県高崎市金古町 1709-1

TEL 027-372-5111 FAX 027-372-5001

URL <https://www.get-c.co.jp> E-mail 本社 info@get-c.co.jp